

ファミリー・サポート・センター事業の現況について

ファミリー・サポート・センター事業については、国及び東京都が区市町村に対し設置を推進する仕事と育児両立支援特別援助事業として平成12年より開始したものである。

本事業は、区が実施主体となり、区民が主体的に行う一時保育などの育児援助活動に対して、その活動を支援することにより、仕事と育児を両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図ることを目的とした、区民相互による互助事業である。

区においては、以下のとおり事業の一部を委託し実施しているが、そのファミリー・サポート・センター事業の現況について、以下のとおり報告を行う。

1 ファミリー・サポート・センター事業について ※会員数・実績は令和6年度実績

- (1) 利用会員 板橋区に住所を有し、生後43日から12歳に達する最初の3月31日までの児童を養育し、育児援助を希望する方(9,197人)
- (2) 援助会員 板橋区に住み育児援助活動に熱意のある20歳以上70歳未満の健康な方で、一定の要件を満たす方(186人)
- (3) 利用方法 ①利用会員は、利用会員登録後、利用日が決まつたら窓口に利用申込
②援助会員を紹介され、利用前に事前打合せを実施
③援助の実施(児童の一時保育、保育施設等への送迎)
④援助活動終了後、援助活動に対する謝礼金を利用会員が援助会員に支払う(現金、又はキャッシュレス決済)
⑤援助会員は、援助内容の報告書を提出
- (4) 利用料金(謝礼金) 月～金曜日の午前9時～午後5時:800円(それ以外の時間:900円)
土・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日:900円
- (5) 活動実績 利用件数:4,721件／利用時間:6,658時間
援助会員向け講習等(説明会・研修(34回)、連絡会(12回)):46回開催

2 委託事業者の運営方法について

委託先事業者	株式会社パソナライフケア
委託内容	援助会員の募集及び登録、援助活動についての会員からの相談、援助活動の調整(マッチング支援)、援助会員の講習及び交流に関する事、事業の広報、アドバイザー業務
窓口	子ども家庭総合支援センター内 子育てサポート窓口 月～金曜日(12月29日～1月3日を除く) 午前9時～午後5時
従事者	常時3人体制(総括アドバイザー1人、アドバイザー2人)

※なお、委託先事業者には「子育てサポート窓口」として、ファミリー・サポート・センター事業のほか、子ども家庭総合支援センター総合受付、ショートステイ事業の運営等も併せて委託している。(令和6年度委託経費:27,167,382円)

3 利用会員と援助会員のマッチング支援について

援助活動を希望する利用会員は、アドバイザーから利用会員が求める援助活動の条件(利用会員の居住地域、利用日時、利用内容等)に合う援助会員の紹介を受けるほか、紹介後に援助活動の内容等の協議が不調となった場合は、別の援助会員を紹介することとしている。